

～ 国際研修 ～

第3回中央アジア比較法制研究セミナー

国際協力部教官

朝 山 直 木

1 はじめに

国際協力部では、2010年12月6日（月）から17日（金）までの間、第3回中央アジア比較法制研究セミナーを実施した。

セミナー参加者は、経済紛争を扱う経済裁判所の裁判官及び企業、担保、債権者・株主（社員）の保護又は倒産を担当する司法省等の国家機関の職員を対象としている。応募の際に提出されたレポート（テーマ：「自国の抵当権の実行手続について」）による選考の結果、カザフスタンから2名、キルギス、タジキスタン及びウズベキスタンから、それぞれ3名ずつ、以下の合計11名が参加した。なお、カザフスタンからも3名が参加する予定であったが、1名が急に参加できなくなつたため2名となつた。

① カザフスタン

タトケエヴァ・カルルイガッシュ・クルマーシェヴァ
カラガンダ州特別経済裁判所判事
オマーロヴァ・グリザッド・アバーエヴァ
経済発展通商省法律部専門家

② キルギス

ムリュクバーエヴァ・ディリヤーラ・アブドラフマーノヴァ
ビシケク市裁判所民事委員会判事
バキーロフ・エルキン・アビトジャーノヴィッチ
国家財産省倒産部経済分析課長
イサーコフ・ダニヤール・アルマズベーコヴィッチ
チュイ州経済行政広域裁判所判事補

③ タジキスタン

マフカンバエヴァ・タフミナ
経済発展通商省法律部主任専門家
ヒサイノフ・ムロダリ
投資及び国家財産管理国家委員会法律支援部長
ヤクーボフ・アブドラフモン・ホルドロヴィッチ

カトロン州経済裁判所判事

④ ウズベキスタン

マトムラートフ・イフティヤール・ジャルガソーヴィッチ

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所及びカラカルパクスタン共和国経済裁判所判事

ヌリッディーノヴァ・シャフノーザ・タイロヴァ

非独占化競争発展国家委員会司法部諮問委員会上級弁護士

ラヒーモフ・アクマル・ハシーモヴィッチ

最高経済裁判所フェルガナ州経済裁判所判事

2 セミナーの目的

本セミナーでは、企業法制（株主・債権者保護をめぐる法的紛争処理）をテーマとし、中央アジア4か国と日本の会社法制、倒産法制等の制度の概要、現状及び実務について、セミナーの参加者の報告に基づき協議を行い、その結果をまとめた冊子を出版することとしている。

協議を通じて、セミナー参加者自身が自国の法制度についての理解を深めることが、セミナーの目的の一つである。さらに、協議結果を冊子として残すことで、中央アジア各国の実務家に参考資料として活用されることも期待されている。

3 セミナーの概要

今回は、「抵当権の実行手続」をテーマとし、抵当権の実行手続の概要及び事例問題を設け当該事例に対する運用を比較表形式でまとめていくこととした。

(1) 発表

あらかじめ、①自国の抵当権の実行手続について、②事例問題についての自国での運用について、③事例問題と関連する他の事例とそこで争われた争点についてという発表テーマ及び時間（通訳を含めて各20分）を研修員ごとに指定し、発表原稿の提出を指示していた。

「①自国の抵当権の実行手続について」は、多くの質問が出た。

なお、この発表テーマについては、日本側も発表した。

「②事例問題についての自国での運用について」及び「③事例問題と関連する他の事例とそこで争われた争点について」は、おおむね予定どおり進行した。セミナー参加国によっては第2順位抵当権の事例がないという国もあった。

(2) 協議

発表及び比較表の内容を踏まえて、主に日本側からセミナー参加者に対して質問する形で進行した。日本側の質問の意図やセミナー参加者の回答について、制度が根本的に異なるために誤解が生じているところや、伝わりにくいところがあった。

協議を通じて、セミナー参加国と日本とでは大きく制度が異なることが判明した。例

えば、セミナー参加国では、抵当権の実行の際には訴えを提起して判決を得ておく必要があること、抵当権の実行で裁判官が関わるのはおおむね上記判決を得るときまでその後は主に執行官が関わること、個人事業主以外の自然人には倒産手続の適用がないことなどである。

(3) 見学

今年の協議のテーマが抵当権の実行手続であったことから、関係する機関である大阪地方裁判所民事執行センター及び三井住友銀行大阪本店を見学した。

ア 大阪地方裁判所民事執行センター

概況説明、手続説明、施設内見学及び質疑応答の順に進行した。日本の抵当権の実行手続が実際にどのように進行するかを見聞することができ、有意義な時間であったと思われる。

なお、セミナー参加者は、裁判官の執務室が個室ではなく相部屋となっていることに驚いていた。

イ 三井住友銀行

今回のテーマが「抵当権の実行」であることから、日常的に担保設定業務を行っている金融機関を訪問し、実務についての説明をしていただくこととした。担保価値の評価等、かなり具体的な質問も出ていた。

4 終わりに

本セミナーは、協議等の場で質問や議論が活発に行われるなどセミナー参加者が熱意を持って取り組み、セミナーの目的はおおむね達成されたものと考える。

改めて、本セミナーに御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げたい。

(参考・事例問題)

株式会社Aは、銀行Lより、3年間を期限として、年12%の利息で、30,000米ドル相当の金員を借り入れた（消費貸借契約）。銀行Lは、元本及び利息の返還請求権を担保するため、60,000米ドル相当の非居住用建物（株式会社Aの本社ビル。以下「本件建物」という。）に抵当権を設定した（抵当権設定契約。第1順位抵当権）。なお、本件建物の所有者は、株式会社Aではなく、株式会社Aの代表者Bである。また、株式会社Aは、銀行Mより、5年間を期限として、年12%の利息で、20,000米ドル相当の金員を借り入れた（消費貸借契約）。銀行Mは、元本及び利息の返還請求権を担保するため、本件建物に抵当権を設定した（抵当権設定契約。第2順位抵当権）。その後、銀行Lについて、返済期限が到来したにもかかわらず、株式会社Aは元本及び利息を返還することができなかった（銀行Mについては返済期限が到来していない。）。

- (1) 銀行L又はMは抵当権の実行を申し立てることができるか。
- (2) 裁判手続による場合、どの地方の裁判所に対して申し立てることができるか。
- (3) 銀行Lは、抵当権の実行をせずに、株式会社Aが所有する財産に対して強制執行を行う

ことが可能か。

- (4) 競売手続を経ることなく本件建物の所有権を銀行Lに移転することは可能か。
- (5) 競売手続において、本件建物の売却はどのような方法で行うか。
- (6) 本件建物の買受人について制限はあるか（銀行L、株式会社A又はBは買受人になることは可能か。）
- (7) 抵当権が実行されて、本件建物の売却が完了すると、本件建物に対する以下の権利はどうになるか。
 - ① 銀行Mの抵当権
 - ② 本件建物内の1フロアを借りている賃借人Pがいる場合のPの賃借権
- (8) 本件建物を売却したところ60,000米ドルで売却された。代金の配当はどのようになるか。
- (9) Bは、株式会社Aの借入金は弁済済みであると認識している等により、抵当権の実行に對して不服がある場合、どのような対応がとれるか。
- (10) 本件建物の売却が完了したが、本件建物に不法占有者がいる場合、どのような対応が可能か。
- (11) Bに一般債権者Cがいる場合、Cは本件建物に対して強制執行を行うことが可能か。可能な場合、配当はどのようになるか。
- (12) 抵当権の実行前に、Bについて倒産認定の申立てがされた場合、抵当権の実行は可能か。

第3回中央アジア比較法制研究セミナー日程表

【 担当教官:朝山教官/松川教官 事務担当:田村専門官/江口専門官 】

月 日	曜 日	10:00 12:30		14:00 17:00		備考
12 / 5	日					
12 / 6	月	JICAブリーフィング(10:00～)				OSIC
12 / 7	火	オリエンテーション(10:00～) 発表準備(12:00～)		日本語講習 (17:00～)		OSIC
12 / 8	水	日本文化の講義等		日本語講習 (16:30～)		OSIC
12 / 9	木	(研修員) 序舎案内 9:40～ (日本側) 事前打合せ 2階セミナー室 9:30～	発表 I (10:00～12:30) 抵当権の実行手続の概要 1.カザフスタン(10分=20分) 2.キルギス(10分=20分) 3.タジキスタン(10分=20分) 4.ウズベキスタン(10分=20分) 5.日本:(10分=20分) ☆出水先生, 中東先生, 池田先生, 桑原先生, 原先生	部長主催 意見交換会 12:45～13:45	協議 I (14:30～16:00) 論点整理・改訂ポイント確認 ☆出水先生, 中東先生, 桑原先生, 原先生	(研修員) 協議 I を踏まえて加筆・修正 OSIC (16:00～) (日本側)論点整理 I ☆出水先生, 中東先生, 桑原先生, 原先生
12 / 10	金	休日 (研修員は京都観光)		国際会議室	14:00	国際会議室 2階セミナー室
12 / 11	土	事前 打合せ セミナー ルーム15	協議 II (10:00～12:30) 改訂箇所の確認 ☆出水先生, 伊藤先生, 狩集先生, 桑原先生, 磯井先生, 原先生	(研修員) 協議 II を踏まえて加筆・修正 (日本側) 論点整理 II ☆出水先生, 伊藤先生, 狩集先生, 桑原先生, 磯井先生, 原先生	セミナールーム15	OSIC
12 / 12	日	事前 打合せ 2階セミ ナー室	発表 II (10:00～12:30) 事例問題回答 1.カザフスタン(10分=20分) 2.キルギス(10分=20分) 3.タジキスタン(10分=20分) 4.ウズベキスタン(10分=20分) ☆伊藤先生, 中東先生, 狩集先生, 桑原先生, 磯井先生, 原先生	協議 III (14:00～16:00) 論点整理・改訂ポイント確認 ☆伊藤先生, 中東先生, 狩集先生, 桑原先生, 磯井先生, 原先生	(研修員) 協議 III を踏まえて加筆・修正 OSIC (16:00～) (日本側) 論点整理 III 国際会議室 2階セミナー室	ICD
12 / 13	月	事前 打合せ 2階セミ ナー室	発表 III (10:00～12:30) 事例紹介 1.カザフスタン(10分=20分) 2.キルギス(10分=20分) 3.タジキスタン(10分=20分) 4.ウズベキスタン(10分=20分) ☆出水先生, 中東先生, 高瀬先生, 堀田先生, 桑原先生, 原先生	(研修員) 協議 III を踏まえて加筆・修正 (日本側) 論点整理 IV ☆出水先生, 中東先生, 高瀬先生, 堀田先生, 桑原先生, 原先生	2階セミナー室	ICD
12 / 14	火	見学(10:00～12:00) 大阪地方裁判所民事執行センター		見学(14:00～16:00) 三井住友銀行		
12 / 15	水	休日				
12 / 16	木	事前 打合せ 2階セミ ナー室	協議 IV(10:00～) 最終確認(必要に応じてスクリーン上で改訂) ☆出水先生(～12:00), 高瀬先生, 堀田先生, 池田先生, 桑原先生, 原先生			国際会議室 ICD
12 / 17	金	事前 打合せ セミナー ルーム2	評価会(10:00～11:00) ☆池田先生, 桑原先生, 原先生 会議室2	意見交換会(11:00～12:30) 次回テーマについて ☆池田先生, 桑原先生, 原先生 会議室2	閉講式 (12:30～ 13:00) セミナールーム13	
12 / 18	土					
12 / 19	日					

※ 休日とは研修員にとっての休日であり、日本側のみで論点整理等を行う場合がある。